

町内会長 各位

志木市福祉部共生社会推進課長 中村 修

フードバンク事業へのご協力について（お願い）

平素より本市福祉行政推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、令和 2 年 10 月 1 日に開設いたしました基幹福祉相談センター（別紙 1）では、フードバンク事業（別紙 2）を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後さらに需要の増加が見込まれること、さらには地域包括ケアのまちづくりを推進する観点からも事業を拡充させていきたいと考えております。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、町内会の皆様からも下記のとおり基幹福祉相談センターまで食品を提供いただければ幸いです。なお、持ち込みが難しい場合は担当までご相談ください。

また、当該事業につきましても、回覧や掲示などによる周知についてご協力くださいますようお願いいたします。

なお、令和 3 年度予算におきまして、フードバンク等事業を実施する団体や事業者等に対し環境整備のための設備等に要する経費を補助いたしますので、各地域におかれましても当該補助金の活用に向けてご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 寄附依頼品名 穀類（玄米、米（精米後 1 年以内）、麺類等）、保存食品、インスタント・レトルト食品、飲料、ギフトパック、調味料各種、食用油、乾物
※賞味期限が明記され、かつ期限切れまで 3 カ月以上のもの
常温で保存可能なもの、未開封であるもの
- 2 寄附受付場所 基幹福祉相談センター
市役所第 1 庁舎（フォーシーズンズ志木、丸井ファミリー 8 階）
志木市本町 5-26-1 共生社会推進課内
- 3 寄附受付日時 随時（市庁舎開庁時間内）
- 4 提供場所 基幹福祉相談センター
※センターにおける相談対応の上、必要とする世帯に提供します。

【提供内容等についての問い合わせ】
基幹福祉相談センター 伊藤、竹内
電話 456-6021（直通）

【担当】
共生社会推進グループ 高山
電話 473-1111 内線 2493

食品の無償提供

フードバンク事業を実施しています！

どんな事業？

志木市基幹福祉相談センターでは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減った方や、

病気などで働けない方で、食品を買う事が難しい方などへ、無償で食品の提供を行うフードバンク事業を行っています。



対象者は？

フードバンクでは、

フードバンク埼玉や市民の皆様などから提供されている食品を相談者の生活の状況を伺い、必要な場合に、相談窓口でお渡ししています。

食品は、お米、賞味期限間近のカップラーメン、レトルトカレー、缶詰、災害用の備蓄品等があり、その時の在庫状況によりお渡しできる食品は異なります。

フードバンクから食品の提供を受けたい方は、基幹福祉相談センターへご相談ください。

フードバンク事業をご利用の際は、生活状況を伺う必要があります。市では、通訳サポート（英語・中国語・ベトナム語）を行っています。通訳が必要な場合は、右のQRコードから予約のうえ、申込みください。



TEL 048-473-1111 (志木市役所代表番号)
志木市基幹福祉相談センター 048-456-6021 (直通)
FAX 048-471-7092
E-mail kikan-soudan@susumerukai.net

<受託者> 特定非営利活動法人
志木市精神保健福祉をすすめる会
www.susumerukai.net



↑ 相談は予約が優先になります。まずは電話やホームページからお問い合わせください。すべての相談は無料です。

場 所 志木市役所第一庁舎フォーシーズンズ志木 8階 共生社会推進課内 / 志木市本町 5-21-14

受付(開庁)時間 祝日年末年始を除く平日(月~金) / 8:30~17:15

受託法人名 特定非営利活動法人 志木市精神保健福祉をすすめる会

よりわかり
やすく！

専門的に
バックアップ

志木市

対象者
市内在住
在勤者など

志木市役所
第1庁舎
フォーシーズンズ
志木8階

基幹福祉相談センター

福祉の相談窓口 オープン！

志木市基幹福祉相談センターは、これまであった後見ネットワークセンター・生活相談センターに
障がい者基幹相談支援センターを加え、3つの相談機能が統合した、新たなセンターとなってオープン！
①どこに相談したら良いかわからない福祉の相談 ②福祉全般のことがよくわからない等の相談も受け付けます。

基幹福祉相談センターは以下のような3つのセンターの機能を持っています！

・障がいの相談
など

障がい者基幹相談支援センター

市民の方々の下記のような相談に応じます。

障がいのことを誰に相談して良いかわからない

こんなお悩みもお気軽にご相談ください。

- ・障がいのサービスのことで誰に相談して良いかわからない
- ・総合的な相談支援（3障がい対応）

※身体障がい、知的障がい、精神障がい

・生活が苦しい
・食料支援
など

生活相談センター

経済的な問題に加え、日常生活や
社会生活において問題を抱えた方、
生活保護を受ける可能性がある方を対象とし
ています。就労に係る課題、心身の不調、家計や
家族の問題など、生活困窮の課題を幅広く受け
止め、相談に応じます。

失業してしまった 家賃が支払えなくて困っている

食料の支援を受けたい 債務があり、生活が苦しい

こんなお悩みもお気軽にご相談ください。

- ・収入が減少して生活が苦しい
- ・家計のやりくり困っている

・後見制度
・将来の不安
・認知症など

後見ネットワークセンター

後見制度を中心に下記のような相談に応じます。

金銭管理に支援が必要になった

アパートの契約に不安がある

通帳や印鑑をよく紛失してしまう

将来に対し漠然とした不安がある

悪質な訪問販売が心配

福祉サービスの契約や内容理解が難しい

こんなお悩みもお気軽にご相談ください。

- ・本人（被後見人等）の支援に悩んでいる
- ・不動産の売却や定期預金の解約等の手続き等をしたが判断能力に不安がある
- ・窓口に行けない理由があるので後見制度について自宅で相談したい
- ・認知症の親が不動産を持っており処分等の取り扱いに悩んでいる
- ・将来、自分の判断能力の低下したときが不安

法律専門職への相談（弁護士・司法書士）

毎週火曜・金曜、第1・第3月曜 / 13:00～17:00

<受託者> 特定非営利活動法人
志木市精神保健福祉をすすめる会
www.susumerukai.net



TEL 048-473-1111 (志木市役所代表番号)
志木市基幹福祉相談センター 048-456-6021 (直通)
FAX 048-471-7092
E-mail kikan-soudan@susumerukai.net

↑ 相談は予約が優先になります。まずは電話やホームページからお問い合わせください。すべての相談は無料です。